

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

三朝町長

三朝町条例第17号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第</p>

<p>3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の<u>1.35</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の<u>90</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 附則第13項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の<u>1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の<u>85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	--

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400

7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000

40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600

73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			

	106		298,200	346,800			
	107		298,600	347,200			
	108		298,900	347,600			
	109		299,100	348,100			
	110		299,500	348,500			
	111		299,900	348,800			
	112		300,200	349,100			
	113		300,300	349,600			
	114		300,600				
	115		300,900				
	116		301,300				
	117		301,500				
	118		301,700				
	119		302,000				
	120		302,300				
	121		302,700				
	122		302,900				
	123		303,200				
	124		303,500				
	125		303,800				
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第13項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

附 則

1～12 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 略

附 則

1～12 略

13 平成30年3月31日までの間、職員（第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であってその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の

級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第20条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に

同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前各号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給

エ 第24条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第

15条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第13項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>（施行期日）</u>            1 <u>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</u>  <u>（給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u>            2 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附</u></p>

則第13項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「料月額減額基礎額」とあるのは「料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 第15条第1項の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

4 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第16条第1項」とあるのは「附則第15項」とする。

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
<p>附 則 1～7 略</p>	<p>附 則 1～7 略 <u>（三朝町職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職</u></p>

員に関する読替え)

8 三朝町職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第16条第1項」とあるのは、「附則第15項」とする。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成30年1月1日

(2) 第3条から第5条までの規定 平成30年4月1日

2 第1条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成29年12月1日を基準日として支給された勤勉手当は、同条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。この場合において、算定される勤勉手当に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。

(平成30年4月1日における号給の調整)

4 平成27年1月1日において三朝町職員の給与に関する条例第4条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して町長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして町長の定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。